

調達要求番号：5SB01C30013

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
令和7年度自衛隊福岡地方協力本部 で使用する電気	福岡地本-Z132509	
	作成	令和7年1月27日
	変更	令和 年 月 日
	作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
	作成者	宮田 裕幸

## 1 適用範囲

この仕様書は、令和7年度自衛隊福岡地方協力本部で使用する電気について規定する。

## 2 役務に関する要求

### 2.1 役務の内容

自衛隊福岡地方協力本部庁舎の令和7年度電力需給に対し供給を行う。

### 2.2 需給場所

福岡市博多区竹丘町1-12 (自衛隊福岡地方協力本部庁舎)

### 2.3 供給期間

自 令和7年4月1日 0時00分

至 令和8年3月31日 24時00分

### 2.4 業種及び用途

官公署 (国家事務)

## 3 仕様

### 3.1 電気方式、標準電圧、周波数

- a) 供給電気方式 交流3相3線式
- b) 供給電圧 (標準電圧) 6,000V
- c) 計量電圧 (標準電圧) 6,000V
- d) 周波数 60Hz
- e) 受電方式 1回線受電 (本線)
- f) 蓄熱式負荷設備の有無 (無)

### 3.2 契約電力、予定電力使用量

- a) 契約電力 33kW (実量制)
- b) 予定電力使用量 130,307kWh
- c) 月別予想電力使用量については表1による。

表 1—月別予想電力使用量

月	最大電力 (kW)	使用電力量 (kWh)
4	26	8,905
5	26	8,799
6	28	9,647
7	37	12,578
8	37	12,265
9	36	12,562
10	29	10,732
11	30	9,985
12	37	12,229
1	31	11,398
2	29	10,556
3	29	10,651
合計	最大電力 37	130,307

- 1) 4～12月迄は、令和6年度実績量
- 2) 1～3月迄は、令和5年度実績量

### 3.3 電力量の検針

- a) 自動検針装置 有
- b) 電力会社の検針方法 自動検針

### 3.4 電力量計の構成

電力量計は電力需給複合計器とし、細部については表 2 による。

表 2—電力需給複合器

会社名	型 式	パルス
九州電機製造株式会社	KM3E1-K40R形	1000 pulse/kwh

### 3.5 需給地点

需給場所構内の1号柱に設置するPAS電源側接続点

### 3.6 電気工作物の財産分界点

上記需給点と同じ

ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする。

### 3.7 保安上の責任分界点

上記需給点と同じ

### 3.8 その他

- a) 高圧進相コンデンサの設置により平均力率100%を確保
- b) 二酸化炭素排出係数，未利用エネルギーの活用，再生可能エネルギーの導入，需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し**付属書A**に掲げる条件を満たすこと。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による。

## 4 品質保証

### 4.1 監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

### 4.2 その他

- a) 力率は，高圧進相コンデンサを設置し，使用期間中100%を保持する。
- b) 力率の変動，その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については，当該地域を管轄する一般電気，電気事業者が定める特定規模需要の基準（託送）供給条件による。なお，入札価格の算定にあたっては，力率は100%とし，燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は，考慮しないこと。

## 5 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は，全て契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

## 付属書 A (規定) 条件等

### A.1 条件

- a) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示<sup>a)</sup>しており、かつ、令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、令和5年度の未利用エネルギー活用状況、令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を**表 A.1**に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

**表 A.1-条件**

要素	区分	得点
令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

**注記** 各用語の定義は、**表 A.2**を参照。

注<sup>a)</sup> 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

表 A.2—各用語の定義

用語	定義
令和5年度の1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数	「令和5年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和5年度の調整後二酸化炭素排出係数
令和5年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>1.1 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>1.2 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p>

表 A.2-各用語の定義（続き）

<p>令和5年度の未 利用エネルギー 活用状況</p>	<p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>2.1 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>2.2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>2.3 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>2.4 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>2.5 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>令和5年度の再 生エネルギーの 導入状況</p>	<p>1 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> $\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ <p>1.1 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(KWh)）</p> <p>1.2 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kwh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。）</p> <p>1.3 グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kwh）（ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>1.4 J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kwh）（ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>1.5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kwh）（ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>1.6 令和5年度の供給電力量（需要端(kwh)）</p>

表 A.2—各用語の定義（続き）

<p>令和5年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>2 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p> <p>3 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（1.1～1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和5年度の供給電力量（1.6）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

## A.2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し、表 A.1 の条件を満たすことを示す適合証明書を添付すること。書類の一例は表 A.3 による。

表 A. 3-書類

適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官  
 自衛隊福岡地方協力本部長  
 久田茂将殿

住所 〇〇県〇〇市〇〇  
 商号又は名称 〇〇株式会社  
 代表者氏名 〇〇 〇〇

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

2 令和5年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数			
-----------------	--	--	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第〇により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

### A.3 契約期間内における努力等

- a) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、**表 A.1**の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- B) **表 A.1**の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、**表 A.1**の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

### A.4 その他

- a) **表 A.1**及び**表 A.3**「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が令和4年度である場合の例であり、入札に当たっては把握できる最新の状況を用いるものとする。
- B) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。